

議案第10号

専決処分の承認を求めることについて

大野市教育委員会教育長事務委任規則第1条第10号に規定する教育委員会の権限に属する事項について、同規則第3条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年2月10日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

使用料等の見直しに伴い、所要の改正を行うため

専決処分書

大野市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、大野市自然体験活動施設設置条例の一部を改正する条例案について、次のとおり専決処分する。

令和7年1月28日

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

大野市自然体験活動施設設置条例の一部を改正する条例

大野市自然体験活動施設設置条例（平成20年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（使用料の減免）</p> <p>第10条 市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。<u>ただし、別表備考において加算する冷暖房使用料についてはこの限りではない。</u></p>	<p>（使用料の減免）</p> <p>第10条 市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p>

別表を次のように改める。

自然体験活動施設使用料

（単位：円）

区分		使用料（1時間あたり）
		使用可能時間 8：30～21：30
楽習室		100
体育館	片面	100
	全面	200
運動場	片面	100
	全面	200

備考

- 1 使用時間に1時間に満たない時間がある場合は、1時間として上記表の使用料を算定する。
- 2 利用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料」という。）を徴収す

るときは、使用料に次に定める率を乗じて得た額を加算する。この場合において、額の異なる２種以上の入場料徴収するときは、その最高の額を入場料とみなす。

- (1) 入場料が 500 円以下のとき 2 割
- (2) 入場料が 500 円を超え 1,000 円以下のとき 4 割
- (3) 入場料が 1,000 円を超え 2,000 円以下のとき 6 割
- (4) 入場料が 2,000 円を超え 3,000 円以下のとき 8 割
- (5) 入場料が 3,000 円を超えるとき 10 割

3 冷房又は暖房を利用する場合は、使用料に 1 割を乗じて得た額を加算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の第 10 条及び別表の規定は、令和 7 年 7 月 1 日以降の利用から適用する。

○大野市自然体験活動施設設置条例

別表（第10条関係）

【改正後】

自然体験活動施設使用料

（単位：円）

区分		使用料（1時間あたり）
		使用可能時間 8：30～21：00
楽習室		100
体育館	半面	100
	全面	200
運動場	半面	100
	全面	200

備考

- 1 使用時間に1時間に満たない時間がある場合は、1時間として上記表の使用料を算定する。
- 2 利用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料」という。）を徴収するときは、使用料次に定める率を乗じて得た額を加算する。この場合において、額の異なる2種以上の入場料徴収するときは、その最高の額を入場料とみなす。
 - (1) 入場料が500円以下のとき 2割
 - (2) 入場料が500円を超え1,000円以下のとき 4割
 - (3) 入場料が1,000円を超え2,000円以下のとき 6割
 - (4) 入場料が2,000円を超え3,000円以下のとき 8割
 - (5) 入場料が3,000円を超えるとき 10割
- 3 冷房又は暖房を利用する場合は、使用料に1割を乗じて得た額を加算する。

別表（第10条関係）

【改正前】

（単位：円）

区分	昼間		夜間	全日	備考
	8時30分～12時30分	12時30分～17時30分	17時30分～21時30分	8時30分～21時30分	
楽習室	200	300	400	800	
体育館全面	800	1,200	1,600	3,000	
体育館半面	400	600	800	1,500	
運動場全面	800	1,200	400	2,000	
運動場半面	400	600	200	1,000	

備考

- 1 利用許可時間を超過して利用した場合の使用料は、時間区分ごとに定められている使用料をそれぞれ合計した額とする。
- 2 利用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料」という。）を徴収するときは、使用料次に定める率を乗じて得た額を加算する。この場合において、額の異なる2種以上の入場料を徴収するときは、その最高の額を入場料とみなす。
 - (1) 入場料が500円以下のとき 2割
 - (2) 入場料が500円を超え1,000円以下のとき 4割
 - (3) 入場料が1,000円を超え2,000円以下のとき 6割
 - (4) 入場料が2,000円を超え3,000円以下のとき 8割
 - (5) 入場料が3,000円を超えるとき 10割
- 3 冷房又は暖房を利用する場合は、使用料の5割に相当する額を加算する。